

# 自由な社会はいかにして可能か？

橋本 努

大澤真幸編『社会学の知 33』新書館、1994 所収

【1】「自由」という言葉にはいろいろな意味がある。解放としての自由、従属や強制からの自由、貧困からの自由、全能感としての自由、選択の自由、自律としての自由、内なるエゴからの自由、放任としての自由、規範侵犯としての自由、失うものが何もない状態としての自由、必然の認識としての自由……。

自由という言葉がどうしてこれほど多義的な意味をもつのかといえば、それが「よき社会とよき人生」を構想する上で重要なキーワードになっているからであろう。重要な言葉は、往々にして多義的であり、その解釈をめぐって人々はたえず議論している。解釈や意味を争うべく運命づけられているような言葉を「抗争概念 (contested concept)」というが、「自由」とはまさに、その意味を争うべき抗争概念として存在している。

だからまず驚くべきは、人々が自由の意味をさまざまに解釈しうるにもかかわらず、どうして社会は可能になっているのか、ということだろう。実利的にみれば、社会は自由の意味を確定しなくても可能である。すなわち社会は、自由の意味を各人の解釈に任せておいて、そこにさまざまな妥協点を見いだすことができれば、運営することができる。しかしわれわれが問うべきは、「いかにして妥協的な社会は可能か」ではなく、「いかにして自由な社会は可能か」である。そこでまず、E・パーリンの有名な定義に倣って、「積極的自由」と「消極的自由」を区別することから検討をはじめよう。

「積極的自由」とは、「～への自由」、すなわち自己支配としての自由であり、これには、自己を律する「自律」の意味と、集団によって集団を律する「自治」の意味がある。これに対して「消極的自由」とは、「～からの自由」、すなわち強制からの自由であり、これには他者の干渉からの自由と、自分の内なる強制状態（押さえがたい衝動や、自由を享受する能力の不足）からの自由という意味がある。パーリンはこの二つの自由概念のうち、消極的自由のほうがすぐれた概念であるとみなした。なぜなら「積極的自由」は、歴史的にみて、個人主義を

否定するような「集団支配の自由」へと転化してしまう危険を絶えず伴ったからである。なるほど「積極的自由」という概念は魅力的である。しかし魅力的な概念ほど危険をはらむ以上、われわれは消極的自由の概念を用いて社会を論じた方がよいというわけだ。

こうしたパーリンの主張とは逆に、E・フロムは「消極的自由」という概念の方が危険であると考えた。フロムによれば、人々は前近代的な諸々の束縛から解放されて自由になると、孤独や不安にさいなまれ、自由を耐え難い重荷であると感じるようになる。そうすると人々は、かえって権威者への服従を希求するようになり、実際、ファシズムのような政治体制を生み出すことにもなった。こうした「自由からの逃走」を防ぐために、フロムは、一方では自律した主体の確立を訴え、他方では社会制度として、「民主主義的社会主義」という計画経済を構想した。しかしこの社会構想は、結局のところ個人の消極的自由を奪い、自由主義とは逆の「集団主義」に至ってしまう点で、困難を抱えていると言わざるを得ないだろう。

以上の議論から分かることは、自由という理想はきわめて逆説的だということである。「消極的自由」を求めれば、その意図せざる結果として権威主義の希求に至りつく。これに対して「積極的自由」を求めれば、やはりその意図せざる結果として、集団主義の希求に至りつく。いずれも、自由を求めて不自由に至るわけである。これら二つの「自由の逆説」は、概念を社会的に操作することの難しさ、すなわち、人間理性の弱さに基づくものである。われわれはこの困難を、いかにしてクリアすることができるだろうか。

【2】消極的自由の問題から考え直してみよう。消極的自由（～からの自由）の価値は、「稀少財」としての性質をもっている。人は一般に、拘束されていなければならないほど消極的自由を希求するので、社会にさまざまな制約があった方が、一単位あたりの消極的自由の取得は、大きな価値（効用）をもたらす。ところが消極的自由があり

余ってくると、空気や水と同じで、その価値を実感することができなくなる。つまり、それ以上に消極的自由を増やしても、限界効用がゼロになってしまう。いやそれどころか、かえって負の効用をもたらすことにもなるだろう。というのも多くの人々は、あり余る自由を前にして、そうした自由を有効利用できない自分に不満を感じてしまうからである。

とすれば、自由の価値（効用）を実感できる社会とは、制度の自由化と規制化が、相互に訪れるような社会ではないだろうか。制度を自由化する局面では、自由の価値を実感し、逆に、自由を規制化する局面では、自由がもたらす負の効用をくいとめる。こうして社会は、自由から最大の価値を引き出すことができる、と考えるのである。消極的自由の制度を「リパティ」と呼び、それがもたらす心的価値（効用）を「フリーダム」と呼ぶならば、われわれは、リパティを循環的に変動させることによって、フリーダムを最大化することができるだろう。このように考えれば、リパティの量が循環する「自由変動社会」こそ、すぐれた自由社会だということになる。

しかしこうした社会構想は、「意地の悪い」提案である。フリーダムを実感するために、わざと制度を変動させるというのは、作為的な感じがするからである。われわれはむしろ、多くの人々がフリーダム（自由の価値）を実感できなくても、リパティを一貫して追求するべきではないだろうか。自由な社会とは、他人の権利を侵害しないかぎりリパティを認めるような社会ではないだろうか。世の中には、自由を与えられて楽しむことのできる人と、逆に、自由を無駄遣いしてしまい、かえって満足の得られない人がいる。社会全体として自由を無駄遣いする人が多いとしても、しかし制度としてはリパティを最大化して、自由を楽しみたい人々を妨げないようにすべきではないだろうか。

もっとも、多くの個人が自由を行使すれば、人々のコミュニケーションは不確実になり、社会は不安定化して脆いものとなる。そうなると人々は、リパティよりも、意思疎通の確かさや、なま温かい情緒性や、雇用の安定などを求めるようになるだろう。一般論として言えば、人々が他の諸価値よりもリパティをつねに優先するとは考えがたい。とすれば、自由な社会を実現するためには、人々の意向（民意）に抗してでも、人々が「自由を放棄

する自由」を制度的に制限しなければならない。この点において自由な社会は、民主主義と対立する側面もっている。

【3】以上においてわれわれは、自由な社会を「リパティの最大化」として考えてみた。しかし、そもそも、自由とは幻想に過ぎないのではないかという見解がある。マルクスの社会科学の伝統的な議論である。それによると、各人が自由意志に基づいて選択したことで、実は社会状況や社会構造によって「選ばれている」のであり、自由な選択など存在しない。例えば、私が駅の売店でガムを買ったとしたら、その購買行為は、ガム会社の宣伝や資本主義社会の全体構造によって、すでに決定づけられていたとみなせる、というのである。

こうした因果決定論は、しかしそれがたとえ正しいとしても、制度としての自由（リパティ）を否定することにはならない。例えば私がある会社を設立して、最初は利益を上げたが、やがて社会情勢が変化して倒産に追い込まれたとしよう。この場合、倒産の原因が社会的情勢の変化にあったとしても、自由社会においては、その責任を自分で引き受けなければならない。私には会社の運営方針を刷新して倒産を免れるという選択肢もあったのだから、そのような選択をできなかったことに対して、責任をとらなければならないのである。このように自由な社会とは、出来事の因果性の問題とは関係なく、何か失敗が起きた場合に、その責任を行為主体に帰するという「社会的取り決め」によって可能になっている。

別の議論として、温情主義的な自由否定論というものがある。それによると、「多くの民衆や未成年は、主体的な自己決定をすることができないので、選択の自由に晒されることから守ってあげるべきだ」という。例えば援助交際に関して、援助交際をする多くの女性は、自己を決める「自己」など確立していないのだから、自己決定権を制約すべきだ（援助交際を規制すべきだ）という考えがある。しかし自由な社会とは、十分な自己決定能力がない人にも、「試行錯誤する自由」を与えるような社会である。例えば、義務教育における授業をすべて選択科目制にしたり、また学校を選択する自由権を家庭に与えることは、未熟な自己決定能力しかもたない人々に試行錯誤の機会を与える制度として、望ましいといえる。自由な社会は、主体的な自己決定能力に依拠しなく

ても、試行錯誤の奨励という点から正当化することができる。

【4】このように「自由」を社会制度の条件として考えてみると、因果決定論や主体性の欠如といった既存の議論は、自由社会を否定する論拠にならない、ということが分かる。しかしだからといって、何でも自由にすれば社会がうまくいくというわけではない。例えば法を侵す自由までも認めてしまうならば、社会は「自由の条件」そのものを掘り崩してしまうだろう。では自由を成立させる社会的条件は何か。この問題はすでに、社会学の始祖ジンメルによって徹底的に考察されている。そこでわれわれは最後に、ジンメルの議論を再構成しながら、自由な社会の条件について考えてみたい。

第一に、自由は、非人格的・超個人的なものに従うことによって可能になる。例えば、貨幣価格という非人格的な力を受け入れること、事務的に物象化された人間関係を取り結ぶこと、舞踏会などの社交に見られる匿名的な付き合い方の作法を身につけること、法の支配を受け入れること。こうした行為様式は、それによって各人の人格的独立性を確保できる点で、具体的な他者（の恣意）に支配されるよりも、自由である。ジンメルによれば、象徴的な「権威」を承認することは、具体的な人格者のもつ「威信」を承認することよりも、感情的な依存関係をもたない点で、内面の自由を確保することができる。また、抽象的な法（ルール）を承認することは、何をしなければならないかについての禁止条項を守ることによって、何をすべきかに関する自由を保障することができる。なお、法の支配が成立するためには、「支配圏の十分な広さ」が必要である。支配者が多くの人々を支配する場合、各人のより少ない部分しか支配できなくなる傾向にあり、支配されない部分において、各人は個性を自由に発展させることができるからである。

第二に、自由は、支配者の交代と流動性を制度化することによって、可能になる。社会において実行可能な自由とは、あらゆる支配からの解放ではなく、悪しき支配からの自由である。悪しき支配者を早く平和に退任させるためには、期間を限定して、支配服従の関係を交代しうる制度が望ましい。具体的には例えば、統治者をすばやく代替しうる「二大政党制」である。こうした制度は、互いに切磋琢磨する精神を制度化した点で、「闘争的秩

序」と呼ぶことができるだろう。闘争は、人々を共同的相互関係や支配服従関係におかず、また、無関心による関係の断絶に至ることもない点で、自由で対等な関係を維持する最良の方法である。自由な社会は、闘争関係の平和的維持によって可能になる。

第三に、自由は、人間関係の断絶においてではなく、むしろ人間関係の中において可能になる。自由とは、先天的にもって生まれた資質ではないし、また、後天的に獲得した財産でもない。自由は人間関係において生成するプロセスであり、関係の中で絶えず精神的な自己解放を遂げることである。したがってわれわれは、単一の凝り固まった自己に固執すべきではなく、むしろ自己の内面を分裂させて試行錯誤を試み、新たな可能性を獲得していくべきである。そのために必要なのは、平凡なもの・画一的なもの・陳腐なものを嫌悪し、すぐれたもの・変わったもの・特異なものを評価していくことであろう。また、多数派の意見による専制を避け、少数派の意見に耳を傾けるという態度も必要である。少数派の他者との交流を通じて、自らの親密圏をたえずズラしていくということが望ましい。

第四に、自由は、複数所属によって可能となる。ジンメルによれば、人は互いに拮抗する複数の権威に従属することによって、一人の支配者に従属するよりも、人格の独立性を確保することができる。また複数の規範が衝突する場面に身をおくならば、主体は葛藤をもちながらも、バランス感覚によって、権威からの自由を獲得することができる。さらに複数所属は、自分にとって嫌な共同性を容易に断ち切ることができるので、悪しき共同体を淘汰することができる。この点において複数所属は、自由な社会の条件を構成する。

以上、ジンメルの知見に導かれつつ、自由の条件を四つに整理した。非人格的なものへの服従、支配の流動化、自己分化と試行錯誤、および、複数所属である。これらの諸条件は、自由な社会の制度基盤とみなすことができる。しかし自由な社会といっても、どのような自由をどのように価値づけるかによって、さまざまな社会構想に至るにちがいない。したがってさらに検討すべきは、自由な社会の諸類型、であろう。

## 参考書

アイザイア・バーリン『自由論』（小川晃一／小池圭／福田歓一／生松敬三訳、みすず書房、一九七七年）

エーリッヒ・フロム『自由からの逃走』（日高六郎訳、東京創元社、一九六五年）

ゲオルグ・ジンメル『社会学（上・下）』（居安正訳、白水社、一九九四年）

## プロフィール

橋本努（はしもと・つとむ）

一九六七年生まれ。経済思想。北海道大学経済学部助教授。著書『自由の論法』創文社、『社会科学の人間学 自由主義のプロジェクト』勁草書房。